

■郵便貯金担保貸付規定を廃止する規定

郵便貯金担保貸付規定は、廃止します。

附 則

(実施期日)

- 1 この規定は、平成29年9月30日から実施します。

(経過措置)

- 2 この規定の実施より前に廃止前の郵便貯金担保貸付規定（以下この条及び次条において「廃止前規定」といいます。）第9条（自動貸付担保貯金の払戻し）に基づき自動貸付担保貯金の払戻しの請求をした場合において、この規定の実施の際、現に払い渡されていない貯金又は利子があるときは、廃止前規定第9条第3項の規定は、なおその効力を有するものとします。
- 3 この規定の実施より前に廃止前規定第15条（担保貯金による弁済）第2項又は第16条（貸付金の金額の制限）第2項に基づき担保貯金を債務の弁済に充当した場合、当該担保貯金に係る郵便貯金返還金支払通知書については、廃止前規定第15条第3項から第5項までの規定は、なおその効力を有するものとします。